



島根県報

令和2年11月27日（金）

第 162 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を
改正する規則 (情報政策課) 2

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 (農畜産課) 2

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業課) 3

【告 示】

青少年に販売等してはならない図書類 (青少年家庭課) 4

保安林予定森林（3件） (森林整備課) 4

解除予定保安林 (") 6

指定漁船調書の縦覧 (水産課) 6

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の
認定 (建築住宅課) 7

【公 告】

公共測量の実施（2件） (技術管理課) 7

【特定調達公告】

金属成分分析システムの調達に係る一般競争入札の実施 (産業振興課) 8

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る一般競争入札の実施 (下水道推進課) 10

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料
の額の一部改正 15

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第94号）

1 規則の概要

引用する規則の題名の改正（別表関係）

2 施行期日

令和2年12月1日から施行することとした。

◇肥料取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第95号）

1 規則の概要

(1) 肥料取締法の一部を改正する法律等の施行に伴う引用する法律等の題名及び条項並びに規定の整理（第1条・第4条—第6条・様式第1号—様式第4号関係）

(2) その他規定の整備

2 施行期日

令和2年12月1日から施行することとした。

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第96号）

1 規則の概要

高度化資金の貸付けの対象となる高度化事業から異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を削除することとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第94号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表中「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第95号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和59年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第1条中「肥料取締法（）」を「肥料の品質の確保等に関する法律（）」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第4条中「第3条」を「第6条」に改める。

第5条中「第4条」を「第7条」に改める。

第6条中「第4条第1項若しくは第2項」を「第4条第1項若しくは第3項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

別表4の項及び5の項を次のように改める。

<p>4 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)に規定する動物由来たん白質であって、同表の2の(1)の表の第2欄に規定する確認済ゼラチン等以外のものをいう。次項において同じ。）が原料として使用された普通肥料（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。</p> </div> <p>(注) 動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この肥料には、動物由来たん白質（豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。</p> </div>
<p>5 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合があるもの</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。</p> </div> <p>(注) 牛等由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。</p> </div>

様式第1号及び様式第2号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

島根県規則第96号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表2の項を次のように改める。

2								
削 除								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第680号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16100	雑誌	無敵恋愛S * g i r l 2020年12月号	(株)ぶんか社	次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものであると認められるため。 (1) 性的感情を著しく刺激するもの (2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの (3) 自殺又は犯罪を誘発するもの
16101	雑誌	恋愛白書パステル 2020年12月号	(株)宙出版	
16102	雑誌	BE・BOY GOLD 2020年12月号	(株)リブレ	
16103	雑誌	g a t e a u 2020年12月号	(株)一迅社	
16104	雑誌	実話ナックルズ 2020年12月号	(株)大洋図書	
16105	雑誌	臨時増刊ラヴァーズ VOL.16	(株)大洋図書	
16106	雑誌	E X M A X ! 2020年12月号	(株)楽楽出版	

島根県告示第681号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市種村町イ22-丙、イ217-1、イ250、イ269-甲、イ270-1、イ275、イ277、イ277-内2、イ282、イ282-内1、イ283-3、イ284-1、イ284-2、イ286、イ289、イ290、イ291-1、イ291-6、イ292、イ294からイ296まで、イ358、イ362-1、イ363、イ364-1、イ365-甲、イ365-甲内1、イ367、イ370、イ370-内1、イ375、イ376-丙、イ377、イ378、イ379-甲、イ379-甲内2、イ379-乙、イ379-1、イ379-3、イ380、イ381-1、イ381-2、イ382、イ383-1、イ383-2、イ383-4、イ384からイ386まで、イ385-内1、イ385-内2、イ387-甲、イ431

一乙、イ1203、イ1204-内1、イ1204-内3、イ1204-内4、イ1204-5、イ1208-1、イ1208-2、イ1254-5、イ1254-7、イ1254-9、イ1562-2、イ1579-1、イ1591-1、イ1592、イ1608-4、イ1755、イ1755-内1、イ1757からイ1762まで、イ1760-内1、イ1762-内1、イ1763-1からイ1763-3まで、イ1763-5からイ1763-7まで、イ1763-9、イ1764、イ1764-内1、イ1764-内2、イ1765-内1、イ1765-1、イ1767-内1、イ1767-1、イ1767-4、イ1768-2、イ1768-3、イ1769、イ1772、イ1774-1、イ1794-1、イ1800-1、イ1801-2、イ1802-1、イ1802-2、イ1803-1、イ1803-5、イ1803-6、イ1804、イ1804-内1、イ1804-内2、イ1805、イ1805-内1、イ1806-3、イ1807-内1、イ1807-2、イ1808、イ1810、イ1812、イ1812-内1、イ1813からイ1816まで、イ1816-2、イ1819-2、イ1820からイ1827まで、イ1821-1、イ1829、イ1830、イ1831-1、イ1831-2、イ1832、イ1833-1、イ1833-3、イ1833-4、イ1834-1、イ1835-1、イ1835-2、イ1836-1、イ1836-3、イ1836-5、イ2041、イ2041-内1、イ2067

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第682号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市八雲町平原1172-3、1178、1178-1、1180、1181、1183、1184-4、1185-2、1194-1、1198-1、1198-3、1425、1427、1428-1、1429、1429-1、1430、1435、1439、八雲町熊野2320、2325-1、5926-6、5926-8、5926-11、5926-12、5926-15、5927-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第683号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市金城町宇津井928-1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第684号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
出雲市西園町3407-29、3407-30、3408-11から3408-14まで、4336-23、4336-24
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第685号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
 - 隠岐郡隠岐の島町那久30-1 池田英昭
 - 〃 布施36-3 砂川博保
 - 〃 南方555-1 佃 諭
 - (2) 加入区

隠岐の島加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

- (2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第686号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、隠岐支庁県土整備局に備えて一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸山達也

1 対象区域

隠岐郡隠岐の島町栄町642、643、644、645、646、647、648、649、650、728

2 認定の年月日及び番号

令和2年11月17日 第1号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江地方法務局長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和2年11月21日から令和3年2月28日まで

3 作業地域

松江市地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について雲南市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量、数値撮影（デジタル）、写真地図画像作成）

2 作業期間

令和2年11月10日から令和3年3月15日まで

3 作業地域

雲南市地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

金属成分分析システムの調達 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和3年5月31日（月）

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第60条の3各号に掲げる要件を備えた者であること。

(5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。

(6) 島根県が実施する物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除

措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (8) 以上の全てを満たす者であって、令和2年12月25日（金）午後5時までに入札参加意向届出書及び応札仕様書を提出し、入札開始までに参加の承認を得た者であること。入札参加資格申請については、島根県ホームページで確認し、手続を行うこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部産業振興課イノベーション推進グループ

電話 0852-22-6326 F A X 0852-22-5638

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付場所

本公告の日から令和2年12月21日（月）午後5時までの間、4の場所で交付する。

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年12月25日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加意向届出書（以下「申請書」という。）及び応札仕様書を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和3年1月8日（金）午前11時まで

イ 場所

令和3年1月8日（金）午前10時までは4の場所とし、それ以降は(2)のイの開札場所とする。

- ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年1月8日（金）午前10時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年1月8日（金）午前11時

イ 場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター 第1会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県商工労働部産業振興課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A suite of metal component analysis system

(2) Time limit for tender : 11 : 00 a.m. January 8, 2021

(Bids by post must be received by 10 : 00 a.m. January 8, 2021)

(3) Contact point for the notice : Innovation Promotion Group, Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6326

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸山達也

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式

(2) 委託場所

宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）、宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）外

(3) 施設の概要

ア 宍道湖東部浄化センター

処理方式 凝集剤添加活性汚泥循環変法及び砂ろ過法による高度処理

処理能力 72,000立方メートル/日（日最大）

イ 宍道湖西部浄化センター

処理方式 標準活性汚泥法

処理能力 36,000立方メートル/日（日最大）

(4) 業務内容

- ア 保守点検業務
- イ 運転操作監視業務
- ウ 水質試験業務
- エ 事務業務
- オ 保安業務
- カ 場外ポンプ場維持管理・巡回業務（西部処理区のみ）
- キ 管渠制水ゲート点検業務
- ク 場外マンホールポンプ等点検業務（東部処理区のみ）
- ケ 法定項目分析業務
- コ 定期点検等対応業務
- サ 清掃業務
- シ 樹木管理及び除草業務
- ス 修繕対応業務
- セ ユーティリティー手配及び管理業務
- ソ 法定検査業務
- タ 電気主任技術者及びエネルギー管理員の業務
- チ し渣等収集運搬業務
- ツ その他必要な業務

(5) 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

- (6) 本業務委託は、事業計画等に関する技術提案を受け付け、履行体制を確認し業務を確実に実現できるか否かについて審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する業務委託である。また、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）に基づく低入札価格調査制度が適用される業務委託である。

2 入札参加資格

(1) 共同企業体でない者の資格要件

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定による資格の認定を受けている者であること。

認定を受けていない者でこの入札に参加を希望する者は、3の(4)のアの手続を行い、認定が受けられれば参加を認める。

イ 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者を宍道湖東部浄化センター及び宍道湖西部浄化センターごとにそれぞれ専任で2名配置できること。

ウ 平成27年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、地方自治体又は地方自治体が出資若しくは出えんをしている団体（海外の場合は、同種の公的機関をいう。以下同じ。）に係る標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる終末処理場と同等以上の方法を用いる下水道法第2条第6号に規定する終末処理場（海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。）の維持管理業務の完了実績があること。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止を受けていない者であること。

- カ 島根県において、県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- キ 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- ク 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第10条の規定による消除を受けていないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- コ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある場合、若しくは、その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- サ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。
- イ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- ウ 構成員のうち最大の履行能力を有する者が代表者であり、かつ、その者の出資比率が最大であること。
- エ 各構成員の出資比率が均等割の10分の6以上であること。
- オ 各構成員が(1)のア及び(1)のエからサまでの要件を全て満たしている者であること。
- カ 共同企業体が(1)のイの要件を満たしている者であること。
- キ 共同企業体の代表者が(1)のウの要件を満たしている者であること。
- ク 各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で当該入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）
島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札手続等

島根県電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）により電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により入札手続を書面により行う者は、電子入札運用基準により紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

なお、紙入札を行う場合における書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

(3) 受託者選定要項の交付

ア 交付期間

令和2年11月27日から同年12月18日まで

イ 交付の方法

入札情報サービス（PPI）を利用すること。

(<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal>)

(4) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、審査要綱第4条第1項第1号から第5号までに規定する申請書類を、令和2年12月18日午後4時までに(1)の場所に提出し、審査要綱第2条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第6条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。

イ この入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書の7において示す書類を、次のとおり提出すること。

(7) 受付期間

令和2年11月27日から同年12月18日までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する島根県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、令和2年12月18日は午後4時までとし、郵送等の場合は、令和2年12月18日午後4時必着とする。）。

(4) 提出方法

電子入札運用基準により電子調達システムを利用し提出すること。また、電子入札により難しい者は電子入札運用基準（受注者用）第6で規定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。紙入札による場合は、(1)の担当部局へ郵送等又は持参しなければならない。

(5) 技術提案書の提出

ア 期限

令和3年1月21日正午（郵送等による提出にあつては、令和3年1月20日午後5時必着）

イ 提出方法

正本1部、副本（コピー）4部をそれぞれ袋綴じにするとともに、電子ファイルを格納したCD-ROM2枚（同じものを2枚）を作成し、入札参加資格確認通知書写しと併せ、委託業務名及び入札参加資格者名を記載した封筒に封入し(1)の担当部局へ郵送等又は持参すること。

(6) 入札書及び業務費用内訳書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書及び業務費用内訳書を提出すること。

ア 提出期間

令和3年2月1日午前9時から同月2日午後4時まで。ただし、令和3年2月1日午後5時から同月2日午前9時までの間を除く。（郵送等による提出にあつては、令和3年2月2日午後4時必着）

イ 提出方法

(4)のイの(4)と同じ。

(7) 契約条項を示す場所

(1)の担当部局

(8) 開札

ア 日時

令和3年2月10日午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部下水道推進課

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もる金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

免除する。ただし、契約締結の際に、落札者が業務を履行することができない場合に落札者に代わって業務を履行することを保証する業務履行保証人を付さなければならない。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

ア 入札者の資格、入札に関する条件に違反した者のした入札

イ 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

- ウ 金額の記入がない入札書による入札
 - エ 金額を訂正した入札書による入札
 - オ 入札書の委託業務名又は委託場所のいずれかが公告と一致しない入札書による入札
 - カ 入札書の委託業務名、委託場所、商号若しくは名称、所在地又は代表者名のいずれかが記載されず、又は記載に誤りがある入札書による入札
 - キ 入札書又は業務費用内訳書に押印がない入札
 - ク 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
 - ケ 商号又は名称が記載されない業務費用内訳書を提出した者がした入札
 - コ 内容が未記入その他の不備のある業務費用内訳書を提出した者がした入札
 - サ 業務費用内訳書を提出しない者がした入札
 - シ 業務費用内訳書の合計金額と、入札書の金額が一致しない者がした入札
 - ス 端数調整を行っている業務費用内訳書を提出した者がした入札（ただし、単価もしくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については問わない。）
 - セ 設計図書である年度・処理区分別総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が分からないものを含む。）の者がした入札
 - ソ 値引き表示のある業務費用内訳書を提出した者がした入札
 - タ 業務費用内訳書のタテヨコ計算に違算がある者がした入札
 - チ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認後入札の時点までに登録規程第10条の規定により消除を受けた者又は宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止を受けた者のした入札
 - ツ 入札書提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者がした入札
 - テ 入札書等提出期限の翌日から落札決定までに、登録規程第10条の規定により消除を受けた者又は宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止を受けた者がした入札
 - ト 虚偽の申請又は届出を行った者がした入札
 - ナ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
 - ニ アからナまでに掲げる者のほか公告等において示した入札条件に違反した入札
- (5) 契約書作成の要否
要する。
- (6) 落札者の決定
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者として決定する。
総合評価点の最も高い者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、低入札要領に基づく低入札調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札要領に基づく調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の資料提出等調査に協力しなければならず、総合評価点の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。
- (7) その他
詳細は、受託者選定要項による。

5 Summary

- (1) Commodities procured, service name and quantity : Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant etc. Maintenance Management Program
- (2) Deadline for tender : 4 : 00. p. m. February 2, 2021

- (3) Date and time for the opening of tenders : 10 : 00. a.m. February 10, 2021
- (4) Department in charge of contracts : Administration Section, Sewage System Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-6579

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第8号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和2年12月1日から施行する。

令和2年11月27日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

乳がん検診料の項の次に次の1項を加える。

肺がん検診料 1回につき 9,900円